

大牟田市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び大牟田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、大牟田市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県と共同して行う福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業（以下「福岡県移住支援事業」という。）において、福岡県外から大牟田市に移住し、就業又は起業等しようとする者に、予算の範囲内において大牟田市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 名古屋圏 愛知県、岐阜県及び三重県をいう。
- (3) 大阪圏 大阪府、兵庫県、京都府及び奈良県をいう。
- (4) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民登録することをいう。
- (5) 同一世帯 住民票における同一の世帯をいう。
- (6) 申請者 移住支援金の交付を受けようとする世帯の代表者をいう。
- (7) 人材確保困難職種 農林漁業職、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士及び介護職をいう。

(交付金額)

第3条 移住支援金の額は、単身世帯の場合にあっては60万円、2人以上の世帯の場合にあっては100万円とする。

2 東京圏、名古屋圏及び大阪圏から転入した2人以上の世帯にあっては、前項の額に、次の各号の額を加えた額とする。

- (1) 18歳未満の世帯員の人数が1人の場合 100万円
- (2) 18歳未満の世帯員の人数が2人の場合 150万円
- (3) 18歳未満の世帯員の人数が3人以上の場合 180万円

(交付対象者)

第4条 移住支援金の交付の対象者は、別表第1に定める要件(単身の場合は、世帯に関する要件を除く)を満たす者のうち、別表第2各号のうちいずれかの要件を満たす者とする。ただし、別表第2中1の項、2の項、5の項及び7の項の要件に該当する者の申請については、東京圏、名古屋圏及び大阪圏からの転入に限り、8の項の要件に該当する者の申請については、東京圏からの転入に限る。

(交付の申請)

第5条 申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)、本人確認書類及び別表第1の要件を満たすことを証する書類並びに別表第2中1の項から8の項の要件を満たす場合にあっては、当該各項の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。なお、審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条に規定する移住支援金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、要件の変更等の事由により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 市長は、交付決定者に対して、申請から3箇月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を受けようとするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第4号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 市長は、再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援事業における移住支援金の交付決定通知書〔再交付〕(様式第5号)により、申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 福岡県及び大牟田市は、福岡県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し福岡県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用法人の倒産、災害、交付決定者の病気等のやむを得ない事情があるものとして福岡県知事及び大牟田市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に大牟田市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

オ 移住支援金に係る状況報告及び立入調査に応じない場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大牟田市から転出した場合

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年4月1日以後に本市に転入した者に適用し、同日より前に転入した者については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。ただし、令和7年10月1日以後に本市に転入した者に適用し、同日より前に転入した者については、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

移住等に関する要件

1 移住元に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前。）の10年間のうち、通算5年以上、福岡県外に在住していたこと (2) 住民票を移す直前（農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前）に連続して1年以上福岡県外に在住していたこと。
2 移住先に関する要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 令和3年8月20日以後に大牟田市に転入したこと。 (2) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内（ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めない。）であること。 (3) 移住支援金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。
3 世帯に関する要件	申請者を含む2人以上の世帯員が、次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 移住元において、同一世帯に属していたこと。 (2) 申請時において、同一世帯に属していること。 (3) いずれも令和3年8月20日以後に大牟田市に転入したこと。 (4) いずれも申請時において、本市に転入した日から1年を経過していないこと。
4 その他の要件	次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。 (2) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例に定める「特別永住者」いずれかの在留資格を有すること。 (3) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、福岡県及び本市が認める場合を除く。 (4) 転入前又は転入後におおむねPR隊に登録すること。 (5) 本市が実施する移住定住関連事業に協力すること。 (6) その他福岡県及び本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

別表第2（第4条関係）

就職等に関する要件

<p>1 一般の場合</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が東京圏、名古屋圏、大阪圏以外の地域に所在すること。</p> <p>(2) 就業先の求人が、移住支援金の対象として福岡県移住・就業マッチングサイト又は他の道府県における同種のマッチングサイトに掲載されていること。</p> <p>(3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。</p> <p>(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(5) その求人への応募日が、当該マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。</p> <p>(6) 当該法人等に、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
<p>2 専門人材の場合</p>	<p>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が東京圏、名古屋圏、大阪圏以外の地域に所在すること。</p> <p>(2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(3) 当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
<p>3 人材確保困難職種への就職の場合</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 就業先が、人材確保困難職種であり、次のいずれかの就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。</p> <p>(ア) 農林漁業就職応援サイト</p> <p>(イ) eナースセンター（福岡県を登録）</p> <p>(ウ) 福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」</p> <p>(エ) 福岡県福祉人材センター</p> <p>(2) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(4) 当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
<p>4 自営での農林漁業への就業の場合</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 農林漁業に係る次のいずれかの人材確保支援策を活用した者であること。</p> <p>(ア) 農業次世代人材投資事業（経営開始型）</p> <p>(イ) 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）</p> <p>(ウ) 新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）</p> <p>(エ) 中山間地域活力創出推進事業</p>

	<p>(オ) 経営体育成総合支援事業</p> <p>(2) 移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。</p>
5 テレワークに関する要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>(2) 本市でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に出勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。</p> <p>(3) 地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p> <p>(4) 申請者もしくは同一世帯の者が本市において、住宅を新築もしくは購入したこと。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。</p>
6 福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者の場合	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 過去2年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること。</p> <p>(2) 前号に示す取組を実施した企業・団体等に現に所属している従業員又は役員であること。</p> <p>(3) 所属先企業等の命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>(4) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p>
7 起業等に関する要件	<p>申請日前1年以内に福岡県が県実施要綱に基づき実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。</p>
8 関係人口要件に該当する場合	<p>次の各号のいずれにも該当すること。ただし、官公庁及び地域おこし協力隊への就業を伴う移住は除く。</p> <p>(1) 転入前に、住居・就業等に関する相談を本市広報課に行ったこと又は、「おおむた暮らしお試し居住」の利用実績があること。</p> <p>(2) 転勤、出向、出張、研修などによる勤務地の変更ではなく、県内の事業所に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること又は農林水産業に従事すること。ただし、5年以上、継続して就業する意思を有していること。</p>